

吹田市長 後藤 圭二殿

2021年2月25日

吹田市関連職員労働組合  
執行委員長 川見真弓

## 2021年吹田市関連職員労働組合統一要求書

私たち、会計年度任用職員は、このコロナ禍も正規職員と同様に市民のいのちと暮らしを守るため自治体職員として日々奮闘しています。

これまで吹田市は、「同一労働、同一賃金」の先駆けともいえる「経験年数加算」制度の導入など貴重な成果を築いてきました。しかし、2016年10月、市当局はこの経験年数加算制度の大幅な改悪提案を行い、そして2017年5月には非常勤報酬月額の上限を290200円とする「条例」が成立してしまいました。

そしてこのコロナ禍真っただ中の4月、私たちは「会計年度任用職員」へと移行しました。移行に当たって“不利益に変更してはならない”という前提があったにも関わらず2020年6月期の一時金に根拠のない“期間率”を適応したために、年収が約1か月分も下がるという事態になっています。また、報酬上限制度の少しの改善は見られたものの“主任級（6等級）職員”的設置問題や適正な勤務時間の設定、超勤金額の割増率など問題は山積み。ただちに改善しなければいけません。

吹田市に働くすべての会計年度任用職員がこの吹田市で安心して働き続けられるように下記の事項についての交渉を求めます。

### 1. 基本賃金・諸手当について

(1) 2021年市労連春闇統一要求書に基づき基本賃金を大幅に引き上げること。

- ① 2020年度年収額(2020年4月～21年3月の年収)が2019年度年収を下回らないよう、基礎報酬額の給料格付けをやり直し、すでに支払済みの額との差額をすみやかに支給すること。
- ② 労使合意なしに一方的に報酬上限を条例化され、引き下げられた報酬は元にもどすこと。
- ③ 初任給を大幅に引き上げ、生活できる賃金として改善すること。
- ④ 同種の職について前歴を評価した賃金にすること。

(2) すべての職種で、初任給基準を改善し、経験に見合った加算制度を構築すること。資格要件のある職種においては、経験に見合った加算ができるようにすること。

- ① 正規職員に準じ、知識、経験にふさわしい格付けとすること。
- ② 退職するまで加算すること。
- ③ 経験年数加算表導入時の在職者調整年数の改善をはかること。

(3) 吹田市役所における「企業内最低賃金協定」を締結し、毎年改定を行うこと。

(4) 一時金については正規職員との一切の格差をなくすこと。

(5) 扶養手当・住居手当を正規職員と同等に支給すること。

(6) 時間外勤務手当については各職種の正規の勤務時間を超えた時点で25/100以上の割増率適用すること。振休は労働者の選択制にすること。振休取得の場合、割増分35/100を支給すること。

### 2. 退職金について

(1) パートタイムにも退職金制度が導入できるよう国に働きかけること。

(2) 当面、特定退職金共済制度の改善を行い、制度の対象者を拡大すること。

### 3. 雇用形態の抜本的改善について

地方公務員法等の改正法施行にあたって、公務の運営においては任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とし、会計年度任用職員の働き方の実態に合わせて、任用の適正化と労働条件の改善を図ること。

- (1) 「アウトソーシング」などの、一方的な事業縮小・廃止により、そこで働く労働者の雇止めをしないこと。
- (2) 再度の任用が可能であることを、通知などで明示すること。
- (3) 職において、正規職員が行うべき業務については、正規職員の活用を検討すること。
- (4) 仕事の実態に合わせた勤務時間や勤務体制にすること。
  - ① 学童保育の開設時間や恒常に「超過勤務」として業務に従事している時間を勤務時間とすること。また、サービス残業や不払い労働をなくし、正規職員とフルタイム職員の配置を検討すること。
  - ② 消費生活センターの業務の専門性に基づき、経験年数加算を導入すること。また、住民サービスを向上させるために、正規職員の常駐を検討すること。
  - ③ 児童館の開館準備、閉館後の作業を勤務時間とすること。また、災害時の3号配備の責任者として正規職員とフルタイム職員の配置を検討すること。
  - ④ 保育所パートの午前9時00分以前と午後5時00分以降の時給単価を引き上げること。
  - ⑤ 保育所でクラス担任をするなど、正規職員と同様の業務についているフルタイム会計年度任用職員については、経験を考慮した特別の選考などにより、希望する者は全員、正規職員への任用の適正化を図ること。
  - ⑥ パンピ親子教室は、正規職員とフルタイム職員の配置を検討すること。
- (5) 退職者が出了した場合、直ぐに適正な人員を補充すること。
- (6) パートタイム労働法・労働契約法の主旨を尊重し、自治体労働者をはじめ、公務職場にも適応するようには政府・国会など関係機関に働きかけること。
- (7) 吹田市においては自主的にパートタイム労働法・労働契約法に見合う労働条件の改善を行うこと。また、ILO175号条約・111号条約を早期に批准するように国に働きかけること。
- (8) 非正規職員の賃金・労働条件については、「働き方改革実現会議」の「同一労働・同一賃金ガイドライン案」をふまえて正規職員との不合理な待遇差をなくし、改善をすること。

### 4. 母性保護に関する制度の改善について

母性保護に関する制度を正規職員と同様に認めること。

- (1) 産前10週間、産後12週間の休暇を有給で保障すること。
- (2) 妊婦の妊娠初期からの軽作業への転換を保障すること。
- (3) 産前・産後休暇、育児休業中は勤務実態に合わせた代替要員を確保すること。
- (4) 育児時間については職場実態に沿った取得ができるようにすること。
- (5) 更年期障害対策を講じること。また、通院保障を行うこと。

### 5. 休暇制度の確立について

- (1) 正規職員と同等の年次有給休暇制度を確立すること。
- (2) 有給休暇の完全取得のために、当局責任で実効ある措置をとるとともに、完全取得が可能な人員配置を行うこと。
- (3) 病気休暇の抜本的な改善をはかること。
  - ① 正規職員と同等の病気休暇制度を確立すること。
  - ② 勤務実態に合わせた代替要員を確保すること。
- (5) 看護・介護休暇は休暇期間中、年間90日までは有給とし、当面、無給（賃金減額）の期間は賃金60%を支給すること。
- (6) 祭祀休暇・ドナー休暇・ボランティア休暇・長期在職休暇を正規職員と同等に実施すること。

## 6. 福利厚生と健康について

- (1) 全ての福利厚生事業を適用対象とすること。
- (2) 勤務中の事故などに対応する賠償保険に加入させること。
- (3) 健康手帳を希望者全員に配布すること。
- (4) 人間ドック・脳ドックを個人負担なしで受診できるようにすること。
- (5) 各種専門検診について、希望するすべての職員を対象とすること。
- (6) 業務が原因と考えられる罹災者については、リハビリ勤務等、正規職員と同等の保障を行うこと。
- (7) 図書館の「化学物質過敏症」を発症した職員に、労災保険に代わる保障をすること。  
また、休業により昇給延伸や、一時金減額などの不利益を解消すること。
- (8) 被服や備品、職場環境などに関わる各支部要求に誠実に応えること。
- (9) 財形貯蓄の加入を認めること。

## 7. 研修について

各職種の専門性を高めるための研修を現場の意向を取り上げて充実させること。新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン研修のシステムを導入すること

## 8. その他について

- (1) 賃金支払い方法及びチェックオフを正規職員と同様に行うこと。
- (2) 関連労組の事務所を貸与すること。

